

京都市深草東寺大山地区土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法第14条第1項の規定により認可しましたので、同法第21条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和元年5月16日

京都市長 門川 大作

- 1 組 合 の 名 称 京都市深草東寺大山地区土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 令和元年5月13日から令和4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 京都市伏見区深草大亀谷東寺町，同区深草大亀谷大山町の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 京都市伏見区深草大亀谷大山町21番1  
株式会社山都キャピタル・コーポレーション内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 令和元年5月13日
- 6 事 業 年 度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法 組合事務所に掲示して行う。

(建設局都市整備部市街地整備課)